

運営委員会
全員協議会

協議事項

令和4.5.19(木) 午前10時
午後1時30分

4月1日付人事異動者の紹介

- 1 議会運営委員候補者の届出について
- 2 議会改革検討会議の協議結果について
- 3 永年在職議員に対する表彰状の贈呈について
- 4 第2回市議会定例会において早期議決を要する事項について
- 5 第2回市議会定例会の運営について
 - (1) 諸般の報告事項
 - 監報第7号 } 2件 … 定期監査等及び例月出納検査の結果報告
 - 監報第8号 }
 - 報第4号 …………… 専決処分の報告(法第180条関係)
 - 自報第5号 } 6件 { (一財)清掃公社、(公財)花みどり振興財団、
(公財)医療公社、(公財)文化振興財団、
(株)なゆた浜北、(公財)浜松地域イノベーション
推進機構の令和4年度事業計画
 - 至報第10号 }
 - 自報第11号 } 5件 { 繰越明許費、事故繰越し、病院事業会計予算・水道事業
会計予算・下水道事業会計予算の令和3年度繰越計算書
 - 至報第15号 }
 - 報第16号 …………… いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく調査結果
報告書について

(2) 議決事件について

ア 市長提出事件

報第3号	専決処分の承認について (法第179条関係)	
自第59号議案	} 16件	{ 予算 4件	
至第74号議案			{ 条例 12件

イ 議会提出事件

議長発議第1号 … 浜松市議会議会運営委員会委員選任について

議長発議第2号 … 浜松市議会議会運営委員会委員長及び副委員長選任について

(3) 討論について

通告書の提出期限

報第3号 …… 5月19日(木) 午後5時

早期議決を要する議案 …… 5月27日(金) 正午

その他 …… 6月14日(火) 正午

(4) 市政に対する質問について (3月23日の議運で内定)

ア 質問者の数

	代表質問	一般質問
自由民主党浜松	1人	4人
公明党	1人	—
市民クラブ	1人	—
創造浜松	—	1人
日本共産党浜松市議団	1人	—
	4人	5人

イ 質問日別の人数

	代表質問	一般質問
6月8日(水)	4人	—
6月9日(木)	—	3人
6月10日(金)	—	2人
	4人	5人

ウ 質問通告期限 ……5月31日(火) 正午

エ 質問順序

	代表質問	一般質問
1 日 目	1 自由民主党浜松	
	2 市民クラブ	
	3 公明党	
	4 日本共産党浜松市議団	
2 日 目		1 創造浜松
		2 自由民主党浜松
		3 自由民主党浜松
3 日 目		4 自由民主党浜松
		5 自由民主党浜松

(5) 会期について

自 5月26日(木) }
至 6月20日(月) } の26日間

(6) 会期中の日程表・議事日程・議事の順序及び議案付託件目表について(別紙)

6 追加予定議案等について

7 請願・意見書等の提出について

8 行財政改革・大都市制度調査特別委員会の活動状況の報告について

9 常任委員会の所管について

10 タブレット端末等使用基準(案)について

11 正副議長の選挙について(全協のみ)

浜松市議会交渉団体及び運営委員候補者(異動)届

名 称	自由民主党浜松
運 営 委 員 候 補 者	高林 修 平野 岳子 松本 康夫 稲葉 大輔 小野田康弘 神間 郁子

上記のとおり、運営委員会規程第4条の規定により届け出ます。

令和4年4月28日

浜松市議会議長 和久田 哲男 様

代表者の氏名 高林 修



浜松市議会交渉団体及び運営委員候補者~~(異動)~~届

名 称	浜松市議会 市民クラブ
運 営 委 員 候 補 者	鈴木真人

上記のとおり、運営委員会規程第4条の規定により届け出ます。

令和4年 4月 1日

浜松市議会議長
和久田哲男 様

代表者の氏名 平間良明



浜松市議会交渉団体及び運営委員候補者（異動）届

名 称	創造浜松
運 営 委 員 候 補 者	太田利実保

上記のとおり、運営委員会規程第4条の規定により届け出ます。

令和 4年 5月 10日

浜松市議会議長 和久田哲男

様

代表者の氏名 関 イチロー



浜松市議会交渉団体及び運営委員候補者~~(異動)~~届

名 称	公明党
運 営 委 員 候 補 者	幸田恵里子

上記のとおり、運営委員会規程第4条の規定により届け出ます。

令和4年 5月 9日

浜松市議会議長 和久田 哲男 様

浜松市議会 公明党
代表者の氏名 松下 正行



浜松市議会交渉団体及び運営委員候補者（異動）届

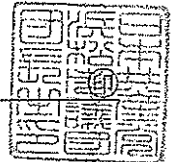
名 称	日本共産党浜松市議団
運 営 委 員 候 補 者	北 島 定

上記のとおり、運営委員会規程第4条の規定により届け出ます。

令和4年5月10日

浜松市議会議長 和久田哲男 様

代表者の氏名 北島 定



令和4年5月19日

浜松市議会議会運営委員会
委員長 高林 修 様

浜松市議会議会改革検討会議
委員長 太田 康隆

協議結果報告書

議会改革検討会議の協議結果について、下記のとおり報告します。

記

1 タブレット端末等使用基準（案）について

本件について、令和3年12月21日から令和4年4月25日までの間に開催した4回の会議の結果、本年7月からの導入を予定しているタブレット端末、附属備品、文書共有システム、グループウェア等の管理及び使用に関し、必要な事項を定める使用基準（案）について、別紙のとおり作成しました。

2 委員会におけるオンライン会議について

本件について、令和3年10月26日から令和4年2月4日までの間に開催した4回の会議の結果、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延のほか、大規模災害等の発生等により委員が会議室に参集することが困難な場合に、オンラインによる参加を認めることとなりました。

また、正副委員長のどちらかは会議室に参集することとなりました。

3 議員定数について

本件について、令和3年12月7日に開催された行財政改革・大都市制度調査特別委員会において、区の数を3区とする最終1案に区割り案が内定したことを受け、協議を開始しました。

本年5月18日までの間に開催した5回の会議においては、まず、新たな区割りが施行されるまでに、新たな区におけるそれぞれの議員定数を定める必要があることを確認しました。そして、協議の内容や時期について整理が行われ、①現行定数の新3区への割り振り、②割り振りを定める条例の制定時期、③現行定数の見直し、について議論していくこととなりました。

去る5月13日の行財政改革・大都市制度調査特別委員会において、新3区案の施行時期（令和6年1月1日）が了承されたことから、結論に向け協議を進めてまいります。

浜松市議会タブレット端末等使用基準（案）

令和 年 月 日

議会運営委員会決定

（趣旨）

第1条 この基準は、浜松市議会（以下「市議会」という。）におけるタブレット端末等の管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貸与端末 市議会において貸与されるタブレット端末及び付属品をいう。
- (2) システム クラウド型文書共有システム及びグループウェアをいう。
- (3) 端末等 貸与端末及びシステムをいう。
- (4) 使用者 端末等を使用する者をいう。
- (5) 会議等 本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会その他議長が必要であると認める会議をいう。

（管理者）

第3条 端末等の適正な管理のため、端末等管理者（以下「管理者」という。）を置くこととし、議事課長をもって充てる。

2 管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) アカウントの管理に関すること。
- (2) ユーザーIDの登録及びその権限の管理に関すること。
- (3) 端末等の円滑な運用のために必要な措置に関すること。

（貸与端末及びシステムの使用者）

第4条 貸与端末を使用する者は、市議会議員（以下「議員」という。）及び議会事務局職員とする。ただし、議長が許可した者はこれを使用することができる。

2 システムを使用する者は、議員及び浜松市職員とする。ただし、議長が許可した者はこれを使用することができる。

（議会デジタル化推進員）

第5条 市議会の各会派に議会デジタル化推進員を置く。

- 2 議会デジタル化推進員は、会派内における端末等に関する支援並びに運用に関する相談及び要望の連絡調整等を行う。
- 3 議会デジタル化推進員は、各会派から選任された議員1人程度をもって充てる。ただし、所属議員4人未満の会派については、それらのうちから代表者1人を議会デジタル化推進員として定める。

(端末等の使用範囲)

第6条 使用者は、会議等において端末等を使用する場合は、当該会議等の目的以外に使用してはならない。

2 使用者は、浜松市議会基本条例（平成26年市条例第46号）第5条第1項に定める議員の役割又は議会活動を円滑に進めるために必要な範囲で、当該各号に定めるところにより、端末等を使用するものとする。

(1) 議会活動における使用

ア クラウド型ファイル管理システムを利用しての情報の閲覧収集

イ インターネットを利用しての情報の閲覧収集

ウ 市政調査研究に資する情報の閲覧収集

(2) 情報伝達における使用

ア 議員相互の情報伝達

イ 議員と議会事務局職員との情報伝達

ウ 議員と浜松市職員との情報伝達

エ 災害時等の緊急情報伝達

(3) その他議長が必要と認める場合における使用

(端末等の取扱い)

第7条 使用者は、端末等をこの基準、関係法令及び市が定める情報セキュリティに関する基準等に従い適切に使用し、管理するものとする。

2 使用者は、端末等を庁舎の内外を問わず使用することができる。ただし、国内利用に限る。

3 使用者は、貸与端末を第三者に貸与又は譲渡してはならない。

4 使用者は、貸与端末の使用権限がなくなったときは、直ちに議長へ返却しなければならない。

5 使用者は、貸与端末の分解又は搭載されているアプリケーションの改造を行ってはならない。

6 使用者は、貸与端末に障害を及ぼすおそれのある機器等を接続してはならない。

7 使用者は、貸与端末を紛失・破損したとき、又はコンピューターウイルス感染が発生したときは、直ちに管理者へ報告するとともに、議長にタブレット端末（紛失・破損）届（第1号様式）を速やかに提出しなければならない。

8 使用者は、個人情報の漏えいを引き起こす等の事故があったときは、直ちに管理者及び議長へ報告し、必要な措置を講ずるものとする。

9 管理者は、前2項の規定による報告を受けた場合は、必要に応じて貸与端末を遠隔操作でロックする等の措置を行うものとする。

10 使用者は、貸与端末の保守契約の対応範囲外の費用負担が発生した場合は、当該費用を負担するものとする。

(遵守事項)

第8条 情報の収集及び受発信は、使用者の責任において行うものとする。なお、収集の対象は、会議等に関連する情報及び市政調査研究に資する情報とする。

2 使用者は、市のセキュリティ対策及びシステムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

3 使用者は、貸与端末をパスワードなどによりロックし、他者に使用されないようにするものと

する。また、端末等を使用するためのユーザーID及びパスワードを適切に管理するものとする。

(各種通知等)

第9条 各種通知、届出等を行う場合には、貸与端末により行うことができる。ただし、書面によることが必要な場合には、この限りではない。

(アプリケーション等の追加)

第10条 全議員を対象として利用を了承するアプリケーション等については、あらかじめ議会運営委員会で追加の可否を協議の上、議長が決定する。

2 個別の使用者が新たなアプリケーション等を貸与端末に追加する場合は、あらかじめ議会運営委員会で協議の上、議長の許可を得るものとする。

3 前2項の規定によりアプリケーション等を追加しようとする議員又は会派は、タブレット端末アプリケーション等インストール申請書(第2号様式)により、議長にアプリケーション等の追加の申請をしなければならない。

4 議長は、前項の規定による申請があったときは、議会運営委員会の協議を経てアプリケーション等の追加の可否を決定するものとする。

5 前項における、個別の使用者によるアプリケーション等の追加に別途費用を要する場合は、当該使用者が負担し、アプリケーション等を適正に管理し使用するものとする。

6 議長は、貸与端末にインストールされたアプリケーション等について、情報セキュリティの確保その他端末等の適正な管理を行うために必要があると認められる場合には、当該アプリケーション等を削除し、又は使用者に削除を指示することができる。この場合において、使用者がアプリケーション等の追加、使用及び削除に要した費用は、これを補償しない。

(個人所有端末の利用登録)

第11条 使用者は、クラウド型文書共有システム及びグループウェアにおいて、個人所有端末を利用する場合は、議長に個人所有端末利用登録申請書(第3号様式)を提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定による申請があった場合は、対象となる個人所有端末の情報セキュリティ対策状況その他必要な事項の確認を管理者へ指示し、登録の可否を決定するものとする。

3 前2項の規定は、利用する個人所有端末を変更する場合について、準用する。

(セキュリティ対策)

第12条 セキュリティ対策を施す必要がある場合、使用者は管理者の求めに応じ、速やかに貸与端末を管理者へ提出するものとする。

(ソーシャルネットワーキングサービス利用の制限)

第13条 使用者は、端末等でグループウェアを除くソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の双方向によるコミュニケーションを可能とするアプリケーションを利用した情報の発信を行ってはならない。

(端末等の使用に関する禁止事項)

第14条 端末等の使用に当たり、次に掲げる事項を禁止する。

- (1) 端末等の使用において知り得た一般に公開されていない情報を開示すること。
- (2) 会議等において、グループウェアを含む他者との双方向によるコミュニケーションを可能とするアプリケーションを使用すること。
- (3) 会議等において、音声や過大な操作音を発するなど、運営上支障となる行為をすること。
- (4) 会議等において、撮影、録音又は録画する行為をすること。
- (5) 会議場内の秩序を乱し、又は会議を妨害する目的で使用すること。
- (6) 会議等に関係のない用途で使用すること。
- (7) 市議会の品位を損ない、又は議会運営に支障を生じさせるおそれがあること。

(違反に対する措置)

第15条 議長又は会議等の長は、使用者がこの基準に違反したと認めるときは、当該使用者に対し注意し、なお従わない場合は、議長は端末等の使用を停止させることができる。

(その他)

第16条 端末等の使用等に問題が生じた場合は、議会運営委員会において協議の上、議長が必要な措置を講じるものとする。

2 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

様式第1号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市議会議長 宛

タブレット端末（紛失・破損）届

氏名 _____

浜松市議会タブレット端末等使用基準第7条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

端末管理番号	
届出の種別	紛失 ・ 破損
紛失又は 破損の経緯	時系列順に詳細に記入すること
備考	

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市議会議長 宛

タブレット端末アプリケーション等インストール申請書

会 派 _____

議員氏名 _____

※複数名の場合は以下の空欄に記入すること

浜松市議会タブレット端末等使用基準第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

アプリケーション の名称	
アプリケーション の使用目的	
費用の有無	有 料 (月額/年額 円) ・ 無 料
アプリケーション の内容	

内容が分かる資料があれば添付すること

(あて先) 浜松市議会議長 宛

個人所有端末利用登録申請書

氏名 _____

浜松市議会タブレット端末等使用基準第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。なお、利用に際しては浜松市議会タブレット端末等使用基準の規定を遵守します。

端末種別	スマートフォン	タブレット	パソコン
利用希望の有無			
OSの種別・バージョン			
利用希望のシステム等			
クラウド型文書共有システム			
グループウェア			
セキュリティ対策の状況			
端末のロック解除にパスワード、生体認証(指紋認証、顔認証など)のいずれか又は両方を設定している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
セキュリティ対策ソフトを導入している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
使用者の専用端末である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(備考)

利用を希望する端末種別及びシステムの欄に○をつけてください

2 「OSの種別・バージョン」の記載例

- (1) OS種別: iOS、android、Windowsなど
- (2) OSバージョン: 6、8、9、13、13.4.1など

浜 財 財 第 15 号
令和 4 年 5 月 19 日

浜松市議会議長 和久田 哲男 様

浜松市長 鈴木 康友

5 月市議会定例会における早期議決依頼について

5 月市議会定例会に提出を予定している案件のうち下記の案件について、早期の議決を賜りますよう、よろしくお取り計らい願います。

記

1 早期議決依頼案件

- (1) 浜松市事務分掌条例の一部改正について
- (2) 令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 2 号）

2 早期審議・議決依頼の理由

- (1) 浜松市事務分掌条例の一部改正について
条例の一部改正が 7 月 1 日施行を予定しており、今議会中にも、部等を単位として所管を定める浜松市議会委員会条例の改正が見込まれるため。
- (2) 令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 2 号）
物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対する支援のため、国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」への対応の内、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に要する経費の追加について、早期の審議・議決を依頼するもの。

議 事 日 程 (第7号)

令和4年5月26日(木) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報 第 3 号 専決処分の承認について
(浜松市税条例の一部改正について)
- 第 4 第 59 号 議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算(第1号)
- 第 5 第 60 号 議案 令和4年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 6 第 61 号 議案 令和4年度浜松市病院事業会計補正予算(第1号)
- 第 7 第 62 号 議案 浜松市事務分掌条例の一部改正について
- 第 8 第 63 号 議案 浜松市印鑑条例の一部改正について
- 第 9 第 64 号 議案 浜松市総合体育館条例等の一部改正について
- 第10 第 65 号 議案 浜松市職員退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例及び浜松市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第11 第 66 号 議案 浜松市税条例等の一部改正について
- 第12 第 67 号 議案 浜松市介護保険条例の一部を改正する条例及び浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第13 第 68 号 議案 浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第14 第 69 号 議案 浜松都市計画事業上島駅周辺土地地区画整理事業施行条例の廃止について
- 第15 第 70 号 議案 浜松市公園条例の一部改正について
- 第16 第 71 号 議案 浜松市駐車場条例の一部改正について
- 第17 第 72 号 議案 浜松市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第18 第 73 号 議案 浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例の制定について
- 第19 第 74 号 議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算(第2号)
- 第20 議長発議第1号 浜松市議会議会運営委員会委員選任について
- 第21 議長発議第2号 浜松市議会議会運営委員会委員長及び副委員長選任について

議 事 の 順 序 (第 1 日)

令和 4 年 5 月 2 6 日 (木) 午前 1 0 時開会

- 1 開 会 の 宣 告
- 2 開 議 の 宣 告

3 諸 般 の 報 告……

- 監報第 7・8 号 定期監査等、例月出納検査結果報告
- 報第 4 号 処分の報告 (法第 180 条関係)
- 自 報第 5 号 } (一財) 清掃公社、(公財) 花みどり振興財団、
 } (公財) 医療公社、(公財) 文化振興財団、
 } (株) なゆた浜北、(公財) 浜松地域イノベーション推進機構の令和 4 年度事業計画
- 至 報第 10 号 }
- 報第 11 号 令和 3 年度浜松市繰越明許費繰越計算書
- 報第 12 号 令和 3 年度浜松市事故繰越し繰越計算書
- 報第 13 号 令和 3 年度浜松市病院事業会計予算繰越計算書
- 報第 14 号 令和 3 年度浜松市水道事業会計予算繰越計算書
- 報第 15 号 令和 3 年度浜松市下水道事業会計予算繰越計算書
- 報第 16 号 いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく調査結果報告書について

- 4 会議録署名議員指名
- 5 会 期 の 決 定
- 6 報 第 3 号 上 程……日程第 3 (専決処分の承認)

- (1) 説 明
- (2) 質 疑
- (3) 委員会付託省略
(討 論)
- (4) 採 決

7 議 案 上 程……

- 自 日程第 4 第 59 号 議案
 - 至 日程第 19 第 74 号 議案
- 16 件

- (1) 説 明
(休 憩) 議案説明会開催
- (2) 質 疑
- (3) 委員会付託

8 議長発議第1号上程……日程第20 (議会運営委員会委員選任)

(1) 採 決

9 議長発議第2号上程……日程第21 (議会運営委員会委員長・副委員長選任)

※除斥対象議員退席

(1) 採 決

10 休 会 の 決 定

11 散 会 の 宣 告

日程表（内定・追加）

会期 自 5月26日（木）の26日間
至 6月20日（月）

令和4年5月定例会

月日	曜日	会議名	開議時刻	会議場所	会議の内容	備考
19日	木	議会運営委員会(現)	午前10時	第1委員会室	◎4月1日付人事異動者の紹介 1 運営委員候補者の届出について 2 第2回定例会の運営について 3 その他	○招集告示 ○議案配付 ※報第3号の討論通告 期限…午後5時
		全員協議会	午後1時30分	全員協議会室	◎4月1日付人事異動者の紹介 1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		人事問題調整会議	全協終了後	第1委員会室	人事問題について<非公開>	(当局出席不要)
20日	金					
21日	(土)					
22日	(日)					
23日	月	議会運営委員会(現)	午前10時	第1委員会室	人事問題調整会議の協議結果について	
		人事問題調整会議	午前11時	第1委員会室	人事問題について<非公開>	(当局出席不要)
24日	火					
25日	水					
26日	木	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 人事問題調整会議の協議結果について 2 その他	
		本会議	午前10時	議場	1 諸般の報告 2 会期の決定 3 議案上程・説明・休憩（議案説明会） 質疑・委員会付託 4 議会運営委員及び正副委員長選任 5 その他	
27日	金	行財政改革・大都市制度調査特別委員会	午後2時	第1委員会室	各種報告事項等	
28日	(土)					
29日	(日)					
30日	月					
31日	火					※質問通告期限…正午
6月1日	水					
2日	木					
3日	金					
4日	(土)					
5日	(日)					
6日	月					
7日	火	議会運営委員会(新)	午前10時	第1委員会室	1 本会議2日目から4日目までの運営について 2 意見書等の調整について 3 その他	
8日	水	全員協議会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本会議	午前10時	議場	代表質問	
9日	木	本会議	午前10時	議場	一般質問	
10日	金	本会議	午前10時	議場	一般質問	
11日	(土)					
12日	(日)					
13日	月	総務委員会	午前9時30分	第1委員会室	付託議案審査	
		厚生保健委員会		第2委員会室		
		環境経済委員会		第3委員会室		
		建設消防委員会		第4委員会室		
		市民文教委員会		第5委員会室		
14日	火					※討論通告期限…正午
15日	水					

月 日	曜 日	会 議 名	開 議 時 刻	会 議 場 所	会 議 の 内 容	備 考
16日	木					
17日	金	議 会 運 営 委 員 会 (新)	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	1 定 例 会 最 終 日 の 運 営 に つ い て 2 そ の 他	
18日	(土)					
19日	(日)					
20日	月	全 員 協 議 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	1 議 会 運 営 委 員 会 の 協 議 結 果 に つ い て 2 そ の 他	
	本 会	議 会	午 前 10 時	議 場	1 委 員 長 報 告 ・ 質 疑 (討 論) ・ 採 決 2 そ の 他	

令和4年第2回浜松市議会定例会議案付託件目表

総務委員会

- 第 59 号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算（第1号）
- 第1条（歳入歳出予算の補正）中
 - 第1項
 - 第2項中
 - 歳入予算中
 - 第18款 国庫支出金中
 - 第2項 国庫補助金中
 - 第1目 総務費国庫補助金中
 - 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
 - デジタル田園都市国家構想推進交付金
 - 第7目 土木費国庫補助金中
 - デジタル田園都市国家構想推進交付金
 - 第21款 寄附金
 - 第22款 繰入金
 - 第23款 繰越金
 - 歳出予算中
 - 第2款 総務費中
 - 第1項 総務管理費中
 - 第8目 アセットマネジメント推進費
 - 第11目 政策法務費
 - 第12目 国際化推進費
 - 第14目 情報政策推進費
 - 第22目 デジタル・スマートシティ推進費
 - 第12項 徴税费
 - 第8款 土木費中
 - 第1項 土木管理費中
 - 第1目 技術監理費
- 第3条（地方債の補正）
- 第 62 号議案 浜松市事務分掌条例の一部改正について
- 第 65 号議案 浜松市職員退職料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例及び浜松市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 66 号議案 浜松市税条例等の一部改正について
- 第 73 号議案 浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例の制定について

厚生保健委員会

- 第 59 号議案 令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 1 号）
第 1 条（歳入歳出予算の補正）中
第 2 項中
歳入予算中
第 18 款 国庫支出金中
第 2 項 国庫補助金中
第 2 目 民生費国庫補助金
第 3 目 衛生費国庫補助金
第 19 款 県支出金中
第 2 項 県補助金中
第 3 目 衛生費県補助金
第 25 款 市債中
第 1 項 市債中
第 2 目 民生債
歳出予算中
第 3 款 民生費
第 4 款 衛生費
第 2 条（債務負担行為の補正）中
ふれあい交流センター湖東他 2 施設指定管理運営費（ふれあい交流センター湖東、ふれあい交流センター湖南、ふれあい交流センター陽だまり）
ふれあい交流センター江之島他 2 施設指定管理運営費（ふれあい交流センター江之島、ふれあい交流センター可美、ふれあい交流センター青龍）
ふれあい交流センター竜西他 2 施設指定管理運営費（ふれあい交流センター竜西、ふれあい交流センター浜北、浜北社会福祉会館）
ふれあい交流センターいたや他 1 施設指定管理運営費（ふれあい交流センターいたや、ふれあい交流センター萩原）
- 第 61 号議案 令和 4 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 67 号議案 浜松市介護保険条例の一部を改正する条例及び浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第 68 号議案 浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 74 号議案 令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 2 号）

環境経済委員会

第 59 号議案 令和 4 年度浜松市一般会計補正予算 (第 1 号)

第 1 条 (歳入歳出予算の補正) 中

第 2 項中

歳入予算中

第 18 款 国庫支出金中

第 2 項 国庫補助金中

第 5 目 農林水産業費国庫補助金

第 6 目 商工費国庫補助金

第 19 款 県支出金中

第 2 項 県補助金中

第 4 目 農林水産業費県補助金

第 25 款 市債中

第 1 項 市債中

第 4 目 農林水産業債

歳出予算中

第 5 款 労働費

第 6 款 農林水産業費

第 7 款 商工費

第 2 条 (債務負担行為の補正) 中

勤労会館指定管理運営費

フルーツパーク指定管理運営費

県営土地改良事業負担金

建設消防委員会

令和4年度補正予算

第 59 号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算(第1号)

第1条(歳入歳出予算の補正)中

第2項中

歳入予算中

第18款 国庫支出金中

第2項 国庫補助金中

第7目 土木費国庫補助金

〔デジタル田園都市国家構想推進交付金〕を除く

第19款 県支出金中

第1項 県負担金

第2項 県補助金中

第6目 土木費県補助金

第25款 市債中

第1項 市債中

第5目 土木債

歳出予算中

第8款 土木費

〔第1項 土木管理費中

第1目 技術監理費〕を除く

第2条(債務負担行為の補正)中

植松伊左地線(山下工区)道路改良工事費

遠州灘海浜公園指定管理運営費

市営住宅指定管理運営費

第 60 号議案 令和4年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

第 69 号議案 浜松都市計画事業上島駅周辺土地区画整理事業施行条例の廃止について

第 70 号議案 浜松市公園条例の一部改正について

第 71 号議案 浜松市駐車場条例の一部改正について

第 72 号議案 浜松市道路占用料徴収条例の一部改正について

市民文教委員会

第 59 号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算(第1号)

第1条(歳入歳出予算の補正)中

第2項中

歳入予算中

第18款 国庫支出金中

第2項 国庫補助金中

第1目 総務費国庫補助金中

先導的官民連携支援事業費補助金

マイナポイント事業費補助金

社会保障・税番号制度システム整備費補助金

歳出予算中

第2款 総務費中

第1項 総務管理費中

第16目 市民協働推進費

第18目 市民生活費

第9項 文化振興費

第10項 スポーツ振興費

第11項 生涯学習費

第13項 戸籍住民基本台帳費

第2条(債務負担行為の補正)中

旧浜松銀行協会他1施設指定管理運営費(旧浜松銀行協会、鴨江アートセンター)

復興記念館指定管理運営費

アクトシティ浜松Aゾーン改修基本設計業務委託費

三ヶ日B&G海洋センター指定管理運営費

可新図書館他1施設指定管理運営費(可新図書館、はまゆう図書館)

舞阪図書館他2施設指定管理運営費(舞阪図書館、舞阪郷土資料館、雄踏図書館)

墓園・墓地及び納骨堂指定管理運営費

第 63 号議案 浜松市印鑑条例の一部改正について

第 64 号議案 浜松市総合体育館条例等の一部改正について

追加提案が見込まれるもの

1 補正予算

- ・令和4年度浜松市一般会計補正予算（第3号）
国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」への対応等に要する経費を追加するもの。

2 契約の締結

- ・工事請負契約の締結 5件
- ・物品購入契約の締結 1件

令和4年5月13日

浜松市議会 議会運営委員会
委員長 高林 修 様

浜松市議会行財政改革・
大都市制度調査特別委員会
委員長 高林 修

協議依頼書

令和4年5月13日に開催した行財政改革・大都市制度調査特別委員会において、区割り案が了承されましたが、市政における重大な決定事項であることから、全議員に対し全員協議会の場で報告すべきとの結論に至りました。

つきましては、年度途中での活動報告の取扱いについて、御協議いただきますようお願いいたします。

浜松市議会委員会条例(抜粋)

昭和50年3月28日

浜松市条例第27号

改正 昭和50年5月22日 浜松市条例第30号

(中間省略)

令和元年5月22日 浜松市条例第1号

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会 10人

危機管理課、企画調整部、総務部、財務部、会計課、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 厚生保健委員会 9人

健康福祉部及びこども家庭部の所管に属する事項

(3) 環境経済委員会 9人

環境部、産業部及び農業委員会の所管に属する事項

(4) 建設消防委員会 9人

都市整備部、土木部及び上下水道部の所管に属する事項並びに消防に関する事項

(5) 市民文教委員会 9人

市民部、区役所及び教育委員会の所管に属する事項

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第3条の2 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員の定数は、10人とする。

3 議会運営委員の任期については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「2年」とあるのは「1年」と読み替えるものとする。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第4条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

7 請願・意見書等の提出について（別冊）

- (1) 浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）の否決を求める請願
（スーパーシティを考える会 事務局長 池谷 豊さん提出）

- (2) 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
（海事振興連盟会長 衛藤 征士郎 氏 提出）

- (3) 電柱の耐震化対策の推進を求める意見書
（自由民主党浜松提出）

- (4) 国立病院機構天竜病院の医療体制の充実及び機能強化を求める意見書
（自由民主党浜松提出）

- (5) 難病患者の治療に係る負担軽減を求める意見書
（市民クラブ提出）

- (6) 子ども医療費助成制度の拡充等を求める意見書
（市民クラブ提出）

- (7) 介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書
（公明党提出）

- (8) 大企業の内部留保に適正な課税を求める意見書
（日本共産党浜松市議団提出）

- (9) 男女賃金格差の是正を求める意見書
（日本共産党浜松市議団提出）



2022年5月12日

浜松市議会議長 和久田哲男 様

請願代表者

住 所 浜松市

氏 名 スーパーシティを考える会 事務局長 池谷豊



浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）の

否決を求める請願

紹介議員

落合勝二



小黒啓子



北島 定



酒井豊実



浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）の否決を求める請願

「デジタル活用推進条例」（案）は、デジタル活用による利便性と引き換えに、「個人情報保護」を危うくし、企業の利益のための市政の規制緩和につながる恐れがあり、全く賛成できません。

浜松市は、「デジタル活用推進条例」を定める理由として、解説資料で次のように説明しています。

「デジタルファースト宣言」から始めて、「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォームの設置」「浜松市デジタル・スマートシティ構想の策定・公表」などを進め、「市の責務と市民等の役割」を明らかにし、「市民生活の質の向上と都市の最適化（効果的かつ効率的な都市の計画、整備と、管理・運営）」を図り、「市民が安全・安心で暮らせる、持続可能な都市を築くこと」を目的に掲げています。

そして、この条例案の「デジタルを活用したまちづくり」とは「情報通信技術を用いた情報の活用」を言い、具体的には「情報技術を用いて電磁的記録（電子式方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう）として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること」としています。

また条例案では、「個人情報保護され、個人のプライバシーの保護に配慮」し、個人情報の活用目的やデータ内容の「透明性を確保」するとしています。

上記の内容には、浜松市民として危惧を抱くたくさんの方がいます。

その第1は、定義で説明される「市民等」や基本原則での「多様な主体の参画」には、事業者が含まれており、市民の「個人情報」を事業者すなわち民間企業が活用し、企業の利益につながる「多様な」事業の展開となれば、これまでの「住民の福祉の向上のための市政が、企業の利益のための行政へと変質してしまう」のではないかということです。まさに「浜松市政の民営化」の推進が、容易に予想されます。

第2は、市民の役割が「理解と協力」するだけ」と位置づけられて脇に追いやられ、市長が「基本指針や計画を策定する」等、市民や議会の関与に関する規定がなにもないことです。

まちづくりを推進するためには、デジタルに限らず、日常的に市民と議会の関与を可能とする機構や組織を常設するしくみこそ求められるのではないのでしょうか。

第3は、国がデジタル庁を設置し、これまでの「個人情報保護」三法が一本化され、国をあげて「規制緩和」が進められることで、医療や教育、日常生活において、住民の人権保障が不十分になる心配があることです。この条例案は、住民の人権がさらに守られなくなる恐れを強く感じます。

第4は、浜松市長がマイナンバーカードの積極的活用を推進していることです。マイナンバーカードによって「個人情報」が何にでも紐づけされ、「個人情報保護」を更に危うくします。

第5は、デジタル化された「個人情報」は、いつまでも消去されずに、際限なく利活用され続ける可能性があることです。

第6は、デジタル活用（AI・ICT等）で市民に対応するとなると、人間の感情を組み込まず、微妙な心理や言葉にできない態度を受け止めきれない恐れを感じるということです。これが、実は大変重要で、人と人とのつながりの軽視になるばかりでなく、人が人として生きることを阻害します。

以上により、この条例案の否決を求めます。

スーパーシティを考える会

事務局長 池谷 豊：電話



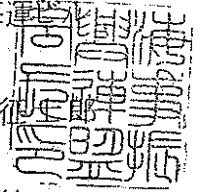
令和4年5月2日

浜松市議会議長 殿

東京都千代田区平河町2-6-4 海運

海事振興連盟

会長 衛藤



国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

陳情趣旨

現在7月の第3月曜日とされている国民の祝日「海の日」を制定趣旨等に鑑み当初の7月20日に固定化することを求める意見書を貴議会より内閣総理大臣宛に提出願いたい。

謹啓 貴議会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。私ども海事振興連盟は、超党派の国会議員350余名と海事関係団体等で構成される組織で、わが国の海事産業の発展に貢献すべく日々活動しております。

さて、国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」、ことを趣旨として、全国1,038万人の署名・約2,300に及ぶ地方議会の決議を経て平成7(1995)年に制定され平成8(1996)年から施行されております。

ご案内の通り「海の日」は、昭和16(1941)年に制定された「海の記念日」を基に制定されました。「海の記念日」は、明治9(1876)年に明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船「明治丸」で航海し、同年7月20日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定されたものです。

また、第1回海の日である平成8(1996)年7月20日は、世界の海洋秩序を定めわが国の排他的経済水域(EEZ)200海里の根拠となる「国連海洋法条約」がわが国において発効した日であり、平成19(2007)年7月20日は「海洋基本法」が施行され、わが国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもあります。

このように、当初「海の日」とされた7月20日は海洋国家日本の礎となる記念すべき日であり、「海洋国家日本を宣言した日」であります。

しかるに平成15(2003)年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は「7月の第3月曜日」になり、毎年その日にちが変動する祝日となってしまいました。

わが国は国連加盟193カ国のなかでいち早く「海の日」を国民の祝日とした唯一の国です。「海の日」の制定趣旨を顧みれば、海を通じて人的・文化的交流を図り、経済活動を行ってきたわが国にとって7月20日を「海の日」として国民の認識を得ることは海洋国家として当然のことと考えます。われわれ海事振興連盟は、海の日を7月20日に戻し、わが国を改めて名実ともに海洋国家といえる存在とするべく、議員提案として

その成立を期することといたしました。

かつて7月20日から31日までを「海の旬間」とし、各地方自治体において様々な行事が活発に開催されておりましたが、ハッピーマンデー化以降は「海の旬間」が設定できなくなり、地方自治体による行事も活発に開催されているとは言い難い状況となりました。「海の日」のイベント開催は年に一度わが国の平和と安全また海の資源を守り、海に働く人々に国民の目を向けてもらう日でありました。「海の日」が7月20日に固定化されれば、地方自治体が行う年間行事における海の日関連行事の位置づけが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海に係わる産業やそこで働く人たちに向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待されます。ハッピーマンデーは観光振興等に相応の効果をもたらしたと考えますが、「海の日」に関しては、全国の多くの公立学校が夏休みの開始日を7月21日としていることを考えますと、7月20日に固定化した方が夏休みと絡めて連休の効果が大きいと考えます。

また、2008年の国連総会において、「海を讃え、海洋の恵みを賛美し、またその本来の価値に感謝するため」、2009年以降6月8日を「世界海の日」とすることが決定され、毎年6月8日に国連や関係国で記念行事が開催されております。

政府が標榜する「自由で開かれたインド太平洋」を例にあげるまでもなく、政治・経済さらには地球環境問題において、今ほど「海」がクローズアップされている時代はありません。これら課題について、わが国が率先して積極的に問題提起を行う場合、海の日が毎年変わるようでは、諸外国から見て軸の定まらない国として映るに違いありません。

四面を海に囲まれたわが国は海なしでは成り立ちません。海から大きな恩恵を受けると同時に、様々な影響も受けます。海に生かされている、と同時に海と共に生きる、すなわち海と共生している国民であるとも言えます。

「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いを馳せ、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であると思っております。

つきましては、貴議会におかれまして、地域振興の見地からも、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を採択いただき、内閣総理大臣宛に提出いただきたく本状をもってお願いする次第です。何卒ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

本状送付先:都道府県議会議長、市町村議会議長

写送付先:都道府県知事、市町村長

(注:市町村には東京 23 区も含む)

賛同している当連盟副会長

副会長	齋藤 穂織	立	衆議院議員
副会長	塩谷 二階	俊博	衆議院議員
副会長	額賀 福志郎		衆議院議員
副会長	甘利 明		衆議院議員
副会長	村上 誠一郎		衆議院議員
副会長	石破 茂		衆議院議員
副会長	松本 剛明		衆議院議員
副会長	前原 誠司		衆議院議員
副会長	玉木 雄一郎		衆議院議員
副会長	枝野 幸男		衆議院議員
副会長	海江田 万里		衆議院議員
副会長	石井 啓一		衆議院議員
副会長	馬場 伸幸		衆議院議員
副会長	宮沢 洋一		参議院議員
副会長	山口 那津男		参議院議員
副会長	増子 輝彦		参議院議員
副会長	山本 順三		参議院議員

本件に関するお問い合わせ先:

海事振興連盟 事務局 担当:石川 尚

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-4 海運ビル

電話:03-3265-1926 FAX:03-3265-0867

Eメール:renmei@jsanet.or.jp

参考

意見書のサンプル(一例)

令和4年〇月〇日

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿

〇〇〇議会

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっております。

わが国と海との歴史的、文化的および経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上

(海事振興連盟事務局注)

内閣総理大臣宛に提出いただいた意見書の写をFAXまたは電子メールにて当連盟事務局にご送付いただけましたら幸いです。

(宛先 FAX:03-3265-0867、電子メール:renmei@jsanet.or.jp)

参考:地方自治法 第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

電柱の耐震化対策の推進を求める意見書（案）

南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70～80%とされている。私たちの生活インフラを支える電柱は、国土交通省「地震等による電柱の倒壊状況」によると、阪神淡路大震災で約4500本、東日本大震災で約2万8000本の倒壊が報告されており、地震による電柱の倒壊被害を最小化するため、早期の対応が求められている。

電柱の設置基準は経済産業省の省令第32条に電気設備基準として定められているが、そもそも、架空電線路の支持物は地震荷重よりも風圧荷重の方が大きいとされているため、地震対策を理由に電柱の更新が進む仕組みにはなっていない。こうした中、電気事業者は経済産業省基準に加え、事業者独自の安全基準により、安全点検や更新を行っていると聞いている。

また、都道府県が定める緊急輸送路については、平成25年に道路法が改正され「区域を指定した上で新設電柱の占用が禁止」されたが、問題は緊急輸送路に指定されていない幹線道路であり、人口集中地区（D I D）にあって狭隘道路に電柱が林立している地域が残るため、こうした地域は災害により道路交通が確保できなくなる恐れがある。

全国に2200万本、静岡県でも45万本あると言われる電柱について、都市部では電柱の地中化も進められているが、地方においてははまだ現実的ではない。地震対策として、電柱の耐震化や更新の加速化が期待されるが、電気事業者の自助努力に任せるには限界がある。

よって、国においては、南海トラフ地震想定地域における、電柱の耐震化や更新を進めるため、支援制度の創設等の対策を講ずることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国立病院機構天竜病院の医療体制の充実及び機能強化を求める意見書（案）

国立病院機構天竜病院は、昭和15年に国立結核療養所天龍荘として設置され、昭和20年には国立療養所天龍荘と改称、当時は約1000床を有する全国でも有数の大規模医療施設であった。そして、昭和30年代中頃まで、一貫して結核医療専門病院としての使命を果たしてきたが、結核患者の減少に伴い、徐々に病床数の削減を余儀なくされた。

こうした中、結核医療に代わる医療として、昭和41年から小児慢性疾患患者、昭和45年には重症心身障児の収容が開始され、昭和54年、国立療養所天竜病院に改称した。また昭和55年には、国立療養所天竜病院附属看護学校を敷地内に開設し、約100名の看護学生が在籍する中、平成16年には、独立行政法人国立病院機構天竜病院へと移行した。その後、附属看護学校は、平成21年に約30年の歴史に幕を閉じ閉校となったが、様々な医療分野へ多くの看護師等を送り出し、地域医療等に大きく貢献してきた。

現在、国立病院機構天竜病院の医療体制は、結核医療、重症心身障害医療、児童精神医療の3本柱に加え、呼吸器疾患医療、神経・筋疾患医療、成育医療などの政策医療が中心となっているが、高齢化による生活習慣病等の一般医療を行うなど、地域住民の要請に応じている。こうして長年にわたり、地域の重要な拠点病院として、政策医療、地域医療を提供し続け、多くの浜松市民が入院、外来診療を受けている。

しかし、実際の医療現場においては、医師を中心とした職員数の減少などから、通常の医療体制を維持することが困難な状況にあり、さらに国立病院の診療事業に対する国からの結核病床に対する運営費交付金（補助金）が年々減額され、令和3年度では半減となるなど、本来、国が担うべき政策医療を提供することも厳しい状況にある。国民の命を守るための危機管理は国の重大な責務であり、歴史ある天竜病院の医療体制の充実及び機能強化は、重要かつ急務と考える。

よって、国においては、政策医療・難病医療の確保と合わせ、地域住民の医療を守るためにも、国立病院機構天竜病院の医療体制の充実及び機能強化に向けた支援をすることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

難病患者の治療に係る負担軽減を求める意見書（案）

厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において平成28年10月に取りまとめられた報告書には、難病の医療体制の在り方の基本理念として、できる限り早期に正しい診断ができる体制や、診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制などが示されている。

また、令和3年7月、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会社会保障審議会児童部会の、小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会がまとめた意見書では、難病患者がどこに暮らしていても、疾病の特性に応じて早期の診断が付き、適切な治療が受けられるようにするために、まずは難病診療連携拠点病院の各都道府県における設置を目指すべきとしている。

本市においては、浜松医科大学医学部附属病院が難病診療連携拠点病院となっているが、病種によっては専門医や指定医が在籍していないため、適切な治療が受けられず、やむを得ず遠方の病院に通院や入院をするケースがある。また、治療期間も長期にわたることから、難病治療に伴う交通費などの費用が難病患者の大きな負担となっている。

難病患者は平成25年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる「障害者総合支援法」の改正により、障害者の定義に難病患者等が追加され、身体障害者手帳を取得できない難病患者等も障害福祉サービスを利用できるようになったが、身体障害者手帳所持者が利用できる普通乗車券割引などの交通運賃割引や、有料道路料金割引については対象になっていない。

身体障害者手帳の申請には主治医による診断書が必要だが、難病患者はこの要件を満たせず取得できないケースがある。

よって、国においては、身体障害者手帳の有無にかかわらず、難病治療等に伴う交通費等の割引や助成により、難病患者の治療に係る負担を軽減するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

子ども医療費助成制度の拡充等を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちの豊かな成長は市民の大きな願いであり、いつでも安心して医療機関を受診できることは、子どもたちの健やかな成長にとって必要不可欠なことである。

令和2年4月時点における厚生労働省の調査によると、全ての市区町村で独自の医療費助成を行っており、その対象年齢の上限を15歳年度末または18歳年度末としているところが多い。自己負担なし、所得制限なしといった完全無料化を実施している自治体も確実に増えており、静岡県内でも半数以上の市町で18歳年度末までの無料化を実施しているが、自治体を実施する子ども医療費助成制度は、対象年齢、所得制限、一部負担の有無、現物給付と療養費払いの違いなど、自治体間で大きな格差がある。

このような中、国は、自治体が独自に行う現物給付による医療費助成に対し、国庫の公平な配分という観点から、国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を行ってきた。自治体からの要請を受け、就学前までの子どもを対象とする助成に対する減額措置については、平成30年4月から廃止されたが、減額措置については、少子化対策の観点から年齢を制限せずに完全に廃止すべきである。

そもそも、少子化による人口減少が危惧される中、安心して子どもを産み・育てる環境の整備は、国が総力を挙げて取り組むべき喫緊の課題であり、どこに生まれ住んでも子どもは等しく大切に育てられるべきと考える。

よって、国においては、子育て支援の観点から、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 18歳年度末までの子どもの医療費助成に対する統一的な国の医療費助成制度を早期に創設すること。
- 2 子ども医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）

介護が必要な高齢者が増加する中、介護人材の確保については全国的に大変苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護職員の役割がますます重要となる中、その処遇の改善が求められている。

今般、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度（月額9000円）引き上げることになり、各自治体で介護職員処遇改善支援事業が実施されている。

令和4年10月以降において新設される「新たな加算」については、事業者の負担軽減を図るため、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の2つを統合して一本化を検討するなど、事務手続の簡素化に最大限努めることや、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて加算金の弾力的で柔軟な運用が可能となるよう所要の措置が必要である。

また、原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算との整合性を踏まえた上で、事業所ごとの介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続の簡素化と、人材確保に向けて事業者の裁量権を拡大するため、制度の刷新を検討することも必要と考える。

よって、国においては、介護職員の処遇改善の新たな報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするための特段の配慮をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

大企業の内部留保に適正な課税を求める意見書（案）

アベノミクスによる経済政策により、2012年から2020年にかけて、資本金10億円以上の大企業の内部留保は130兆円も増え、466兆円にもなっている。

内部留保は、利益から株主配当や役員賞与などを差し引き企業内にため込んだものであるが、内部留保が大幅に増加した要因は、大企業に減税と優遇税制を拡大してきたことにある。その結果、大企業の法人税の実質負担率は10.2%であり、中小企業19.2%、中堅企業20.7%の半分に過ぎないのが実態である。

一方で、同期間には働く人の実質賃金は22万円（年収）も減少しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアのウクライナ侵略に対する経済制裁に伴う原油や小麦価格の上昇により、実質賃金はさらに落ち込み、国民の暮らしに大きな影響が及んでいる。

こうした状況の下で、資本金10億円以上の大企業に2012年以降に増えた内部留保額に毎年2%、5年間で10%の時限的課税を実施すれば、これにより毎年2兆円程度、総額で10兆円程度の新たな財源が生まれることになる。

大企業の内部留保への適正な課税は、これまでの大企業減税の不公正を正すと同時に、最低賃金引上げに必要な中小企業・中堅企業への賃上げ支援を抜本的に強化し、気候危機打開に向けた「グリーン投資」による経済の持続可能な発展にもつながることにもなる。

よって、国においては、大企業の内部留保に適正な課税を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

男女賃金格差の是正を求める意見書（案）

日本は男女の賃金格差が大きな国となっている。正社員の女性の賃金は男性の7割台であり、非正規を含む年間平均給与は令和2年分民間給与実態統計調査によると男性532万円に対し、女性は293万円である。これは40年勤務するとして試算すると約1億円もの違いがあり、また、現役時の賃金が影響する年金でも男女間に大きな格差が生じている。

欧州連合（EU）では、女性の賃金が男性の八、九割であることを重大な問題として捉え、企業に男女の賃金格差の公表を義務づけ、是正しない企業に罰則を科す施策を打ち出している。

現在コロナ禍の下で、多くの女性が生活苦に追い込まれており、男女賃金格差の是正は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、男女賃金格差の是正に向けて、下記の対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 企業に男女別平均賃金の公表、格差是正計画の策定及び公表を義務づけるとともに、その是正計画が実行されるよう指導、監督すること。
- 2 職種、時給、企業規模、地域ごとに男女賃金格差の実態を把握・分析し、是正の行動計画を策定すること。
- 3 女性が多く働く介護・福祉・保育など、ケア労働者の賃金を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。